

議案第 88 号

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成 13 年さいたま市条例第 312 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～27 [略]		1～27 [略]	
28 医薬品医療機器等法 <u>第 12 条第 4 項</u> の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	28 医薬品医療機器等法 <u>第 12 条第 2 項</u> の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
29 [略]		29 [略]	
30 医薬品医療機器等法 <u>第 13 条第 4 項</u> の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	30 医薬品医療機器等法 <u>第 13 条第 3 項</u> の規定による薬局製造販売医薬品に係る製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
31 [略]		31 [略]	
32 医薬品医療機器等法 <u>第 14 条第 15 項</u> の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	32 医薬品医療機器等法 <u>第 14 条第 13 項</u> の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
33～35 [略]		33～35 [略]	
36 医薬品医療機器等法	[略]	36 医薬品医療機器等法	[略]

第39条第6項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査		第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	
37 [略]		37 [略]	
38 医薬品医療機器等法第40条の5第6項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	38 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
39 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第2条の3第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付	[略]	39 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第1条の5第1項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付	[略]
40 医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付	[略]	40 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定による薬局開設の許可証の再交付	[略]
41～56 [略]		41～56 [略]	

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。